平成２３年（フ）第１３０７２号
神奈川県横浜市西区霞ケ丘63―４
債務者　宮川　洋美（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２４４号
東京都豊島区池袋２丁目51―９―603
債務者　三浦　隆信
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２４６号
東京都葛飾区四つ木５丁目15―９―503
債務者　亀田　幸則
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０４３３号
東京都板橋区坂下１丁目18―18―203
債務者　伊藤　順一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７９５号
東京都豊島区南大塚３丁目24―２―703
債務者　高橋　恵美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８０２号
東京都葛飾区四つ木１丁目25―18―901
債務者　井藤麻里子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９０８号
東京都足立区青井５丁目３―28―201
債務者　木村　和典
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０６７号
東京都大田区仲池上１丁目１―６―102
債務者　寺田　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０８２号
東京都葛飾区東金町５丁目２―10―207
債務者　中林　文明
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３７９号
東京都練馬区富士見台１丁目17―24　東京ガス富士見台寮
債務者　大内美佐江
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５５６号
東京都大田区西糀谷１―26―14、住民票上の住所東京都大田区西糀谷１丁目30―10―207
債務者　肥毛田　徹
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５６８号
東京都品川区南大井４丁目２―21
債務者　武輪有希子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４５７号
東京都中野区弥生町３―24―21、住民票上の住所東京都新宿区西新宿４丁目２―15―511
債務者　岸　佐衣子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６３号
静岡県袋井市田町１丁目４番地の13
債務者　山口　　昭
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
島根県江津市敬川町1510番地３
債務者　深野美保子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第４８７号
静岡県藤枝市音羽町６丁目22番地の１　グリーンハイツ原202号、旧住所静岡県藤枝市高柳2433番地の８
債務者　平清水弘樹
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部